

訪問看護ステーションキャロット  
指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規定

(事業の目的)

第1条

医療法人白卯会が設置する訪問看護ステーションキャロット（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営規定に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護運営の方針)

第2条

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他保健医療サービス及び福祉センターを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了時に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

第3条

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替えサービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者の出来ることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3

月 14 日厚生労働省令第 35 号) に定める内容を遵守し、実施するものとする。

(事業所の名称等)

#### 第 4 条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称                      訪問看護ステーションキャロット
- (2) 所在地                      大阪府泉南市新家 2776 番地

(従業者の職種、数及び職務の内容)

#### 第 5 条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者                      看護師                      1 名 (常勤)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員                      看護師                      1 名 (常勤)                      准看護師                      1 名 (常勤)

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

(営業日及び営業時間)

#### 第 6 条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日                      月曜日から土曜日までとする。  
ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間                      午前 9 時から午後 5 時までとする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

#### 第 7 条

事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容)

- ① 病状・障がいの観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話

- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ その他医師の指示による医療処置
  - (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕
  - (3) 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用料等)

#### 第8条

- 1 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。  
 なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。
- 2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。  
 なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第123号）によるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
 

事業所から片道2キロメートル未満	無料
事業所から片道2キロメートル以上 4キロメートル未満	200円
事業所から片道4キロメートル以上	300円
- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

#### 第9条

通常の事業の実施地域は、泉南市、阪南市、泉佐野市、泉南郡田尻町、泉南郡熊取町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

#### 第10条

- 1 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理)

#### 第 11 条

看護等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(備付帳簿)

#### 第 12 条

ステーションには、次の帳簿類を備えるものとする。

(1) 管理に関する記録

- ア 事業日誌
- イ 従業員の勤務状況、給与、研修等に関する記録
- ウ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表

(2) 関係各課との連携調査に関する記録

(3) 訪問看護に関する記録

- ア 訪問看護記録
- イ 指示書、計画書及び報告書

(4) 会計経理に関する記録

- ア 会計経理に関する記録
- イ 収支予算、決算に関する記録
- ウ 収入・支出に関する記録
- エ 資産に関する記録
- オ 利用料に関する記録
- カ その他証拠書類

(帳簿の保管)

#### 第 13 条

各帳簿類の保管は、3年間とする。

(苦情処理)

第 14 条

- 1 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

具体例

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置
  - ・成年後見制度の利用支援
  - ・介護相談員の受け入れ
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 16 条

- 1 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後 6 カ月以内
  - (2) 継続研修 年 1 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から 3 年間保存するものとする。

- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人白と事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、老人保健法第46条17の2第1項の規定による大阪府知事の指定を受けた日から施行する。

- ・この規程の一部変更は、平成17年4月1日から施行する。
- ・この規定の一部変更は、平成18年4月1日から施行する。
- ・この規定の一部変更は、平成21年11月1日から施行する。
- ・この規定の一部変更は、平成27年1月1日から施行する。
- ・この規定の一部変更は、平成27年8月1日から施行する。
- ・この規定の一部変更は、平成28年4月1日から施行する。
- ・この規定の一部変更は、和1年8月1日から施行する。

※第6条・第8条2変更